

## 出席停止について

学校保健安全法により感染予防を必要とする病気にかかっていると思われる場合、「出席停止」の措置をとることになっております。ご家庭においては、医師と相談のうえ、適切な処置をとられますようお願いいたします。また、登校時期についても医師の指示に従ってください。なお、この期間は欠席扱いにはなりません。

## 《出席停止の扱いになる感染症》

- |       |              |                  |              |
|-------|--------------|------------------|--------------|
| [第一種] | ●エボラ出血熱      | ●クリミヤ・コンゴ出血熱     | ●痘そう         |
|       | ●南米出血熱       | ●ペスト             | ●マールブルグ熱     |
|       | ●ラッサ熱        | ●急性灰白髄炎（ポリオ）     | ●ジフテリア       |
|       | ●重症性呼吸器症候群   | ●鳥インフルエンザ        |              |
| [第二種] | ●インフルエンザ     | ●百日咳             | ●麻しん（はしか）    |
|       | ●風しん         | ●流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） |              |
|       | ●水痘（みずぼうそう）  | ●咽頭結膜熱（プール熱）     | ●結核          |
|       | ●髄膜炎菌性髄膜炎    |                  |              |
| [第三種] | ●コレラ         | ●細菌性赤痢           | ●腸管出血性大腸菌感染症 |
|       | ●腸チフス        | ●パラチフス           | ●流行性角結膜炎     |
|       | ●急性出血性結膜炎    |                  |              |
| [その他] | ●溶連菌感染症      | ◎感染性胃腸炎          | ◎マイコプラズマ感染症  |
|       | ◎伝染性紅斑（リンゴ病） | ◎手足口病            | ◎ヘルパンギーナ     |
|       |              | ◎ウイルス性肝炎         |              |
- \* [その他◎] については、学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性のある感染症で学校医と校長の協議により、出席停止になるものとならないものがあります。

登校については、医師からの指示に伴い「登校許可報告書」を保護者をご記入の上、学校へ提出して下さるようお願いいたします。

----- き り と り -----

平成 年 月 日

学 校 長 様

## 登 校 許 可 報 告 書

1 病 名 \_\_\_\_\_

2 受診医療機関名 \_\_\_\_\_

3 出席停止期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ～ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

4 登 校 許 可 \_\_\_\_\_ 医師より \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 より登校可能と許可されました。

上記の疾患は、医師の診断によりすでに感染の恐れはなく、登校に支障がないものと認められたので、ご報告します。

\_\_\_\_\_ 部 年 組 児童生徒名

保護者名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_